

リスク分担型企業年金の解説

リスク分担型企業年金は、平成 28 年度財政改正大綱でその概要が示されました。2016 年 12 月に関連する政省令改正が整備され、2017 年 1 月 1 日から施行されています。

企業年金制度では、運用リスクをすべて事業主が負う確定給付企業年金（DB）より、加入員が運用リスクを負うこととなる確定拠出年金（DC）を選ぶ企業が増えています。DB型の企業年金は、今や絶滅危惧種とまで言われています。リスク分担型企業年金はDBとDCの性質を併せ持つハイブリッド型制度と言われていいますが、果たして企業にとって魅力のある制度なのでしょうか。

1. リスク分担型企業年金の概要と導入の背景

旧来のDB型制度は、資産運用のリスクをすべて事業主が負います。運用実績を指標とするキャッシュバランス制度であっても、負のリターンに対しては、新たな拠出義務を事業主が負う可能性があります。キャッシュバランス制度は、資産運用のリスクを事業主と従業員で分担する制度ですが、事業主が負う部分があることは間違いありません。事業主がDB型の企業年金制度を提供すれば、必ず掛金の変動リスクを負うことになります。

企業会計上の取扱いも、キャッシュバランス制度も含めて、旧来のDB型制度では企業は将来の給付の債務を負債計上（年金資産と相殺後ではあるが）しなければなりません。給付債務は金利の変化により変動しますし、資産価値も市場状況により変動します。債務と資産の変動により、毎年の退職給付費用も変動することとなり、退職給付制度を従業員に提供することにより、本業以外の部分で費用の変動リスクを負うことになります。

企業がDB型の企業年金を嫌う大きな理由が、これらの変動リスクだと考えられます。DC型制度であれば、事業主掛金は掛金率を定めてしまえば、給与の変動による変動以外の変動はありません。給与の変動は、事業主にとっては制御可能な変動ですので、DC型制度への拠出の変動も制御可能な変動です。また、DC型制度では、将来の給付の債務を負債計上する必要がありませんので、給付債務の変動も心配する必要がありません。

DC型制度では将来の給付は運用実績により決まります。運用のリスクを、将来の給付の変動という形で従業員がすべて負うこととなります。DC型の制度の設計では、一定の運用利率を想定することがあります。このような場合に、運用収益の変動を嫌って変動リスクの小さい資産だけに投資すると、想定された運用利率を得られず、想定していた退職給付を得られないこととなります。

リスク分担型企業年金制度は、DCとDBの両方の性質を併せ持つハイブリッド型制度として導入されました。旧来のキャッシュバランス制度も、ハイブリッド型制度と言えますが、新制度は、よりDC型制度の性質を多く持つ制度なっています。

リスク分担型企業年金制度のDC的性質は、掛金を一度決めると、原則として変更しなくても良いという点です。年度ごとに掛金率を変更させることはありますが、この場合も予め将来の各年度の掛金率を決めておきます。DB的性質は、給付の計算式が規約に定められているという点です。後述する財政均衡の状態にある限り、規約に定められた給付が維持されます。

この制度の場合、市場状況の変化による資産価値の変化は、給付算定式にある調整率により吸収されます。資産価値が財政均衡状態を下回る場合には、1を下回る調整率が適用され給付額が自動的に引き下げられます。これにより、旧来のDB型制度であれば掛金の引き上げを行わなければならない状況でも、給付の引き下げにより財政均衡状態に戻すことができ、掛金の引き上げの必要はありません。逆に、資産価値が財政均衡状態を上回る場合には、1を上回る調整率が適用されることとなり、給付額が引き上げられ財政均衡状態となります。

財政再計算により、基礎率が洗い替えられて給付債務が変動した場合でも、リスク分担型企業年金制度では掛金の変更を行いません。この場合にも、財政均衡状態となるように、必要に応じて調整率を変動させます。掛金率の変動について、規約にあらかじめ定めない限り、一度決めた掛金率は原則として変更されない仕組みとなっているのがリスク分担型企業年金制度です。

2. 財政悪化リスク相当額とリスク対応掛金

今回の確定給付企業年金の改善の柱は、一つはリスク分担型企業年金制度導入による柔軟で弾力的な給付設計です、もう一つの柱は、リスク対応掛金による掛金抛出の弾力化です。リスク対応掛金は、リスク分担型企業年金だけではなく、旧来の

DB型制度にも適用されます。リスク対応掛金は、財政悪化リスク相当額に基づいて決定されます。

(1) 財政悪化リスク相当額

財政悪化リスク相当額の計算方法は、厚生労働省告示により定められています。旧来のDB型制度とリスク分担型企業年金制度とで、計算方法が異なります。また、告示に示された方式により計算する標準方式と、厚生労働大臣の承認を得て適用する特別方式があります。

ア. リスク分担型企業年金制度ではない旧来のDB型制度の場合

この場合、標準方式では計算時の積立金の額と資産構成に基づいて計算します。なお、その他の資産の割合が資産合計に対して20%以上ある場合には、標準方式は使えないため特別算定方法により算定することになります。

図表1：旧来のDB型制度の標準方式による財政悪化リスク相当額計算例

資産区分		資産額	所定の係数	資産額× 所定の係数
係数の定められている資産	国内債券	12億円	5%	0.6億円
	国内株式	4億円	50%	2.0億円
	外国債券	4億円	25%	1.0億円
	外国株式	2億円	50%	1.0億円
	一般勘定	2億円	0%	—
	短期資産	1億円	0%	—
	合計	25億円		4.6億円
その他の資産		2億円	補整率	×27/25
資産合計		27億円	財政悪化リスク相当額	4.968億円

注1) 厚生労働省作成の資料を参考に作成

2) 補整率＝資産合計÷係数の定められている資産の合計

ただし、資産合計が給付現価を上回る場合には、資産合計の代わりに給付現価の額を用いる。

イ. リスク分担型企業年金制度の場合

リスク分担型企業年金の場合には、資産価値の変動に対応する額と、予定利率の変動による債務の変動に対応する額の合計となります。どちらも定常状態を想定し

て計算する点が、旧来のDB型制度の場合と異なる点です。定常状態とは、告示に示されています。基礎率に基づいて将来の積立金を予測すると、一定期間経過後に積立金の額が変化しない状態となります。この積立金の額が変化しなくなる状態を、定常状態と言います。

なお、以下の数値例は、厚生労働省資料を参考に作成したものです。

ア) 定常状態における積立状況の推計

リスク分担型企業年金において財政悪化リスク相当額を計算するためには、まず、定常状態の積立金、掛金収入現価、給付現価を推計しなければなりません。ここでは、仮にそれぞれの額が下表のようになったとします。

図表2：定常状態における積立状況

掛金収入現価	25 億円	給付現価	75 億円
積立金	50 億円		

イ) 資産価値の変動に対応する財政悪化リスク相当額の計算

リスク分担型企業年金制度の場合には、現時点での積立金と資産構成ではなく、定常状態の積立金の推計値と政策アセットミックスの資産構成を用いて、資産価値の変動に対応する財政悪化リスク相当額を計算します。

図表3：リスク分担型企業年金計算の場合の計算例

資産区分		政策アセットミックス	資産額	所定の係数	資産額× 所定の係数
係数の定められている資産	国内債券	50%	25.0 億円	5%	1.25 億円
	国内株式	15%	7.5 億円	50%	3.75 億円
	外国債券	10%	5.0 億円	25%	1.25 億円
	外国株式	10%	5.0 億円	50%	2.50 億円
	一般勘定	5%	2.5 億円	0%	—
	短期資産	3%	1.5 億円	0%	—
	合計		46.5 億円		8.75 億円
その他の資産		7%	3.5 億円	補整率	×50/46.5
資産合計		100%	50 億円	財政悪化リスク相当額 9.4086 億円	

その他の資産の割合が、10%を超えると標準方式は使用できません。厚生労働大

臣の承認を得て、特別算定方式を用いることとなります。

ウ) 予定利率の変動に対応する財政悪化リスク相当額の計算

リスク分担型企业年金では、定常状態における積立状況について、予定利率が1.0%低下した場合の積立不足を推計します。この積立不足額が、予定利率の変動に対応する財政悪化リスク相当額となります。

図表4：定常状態において予定利率が1.0%低下した場合の積立状況

積立不足	6 億円	給付現価	83 億円
掛金収入現価	27 億円		
積立金	50 億円		

この計算例では、資産価値の変動に対応する財政悪化リスク相当額が約9.4億円、予定利率の変動に対応する財政悪化リスク相当額が6億円となり、財政悪化リスク相当額の合計は、15.4億円となります。

(2) 財政悪化リスク相当額と財政均衡

リスク分担型企业年金の導入に伴い、「通常予測給付現価」という用語が導入されました。定常状態における予測など、異なる予測概念が導入されたためですが、これは、旧来のDB制度において、普通に計算されていた給付現価です。

図表5：新基準による財政均衡（リスク対応掛金なし）

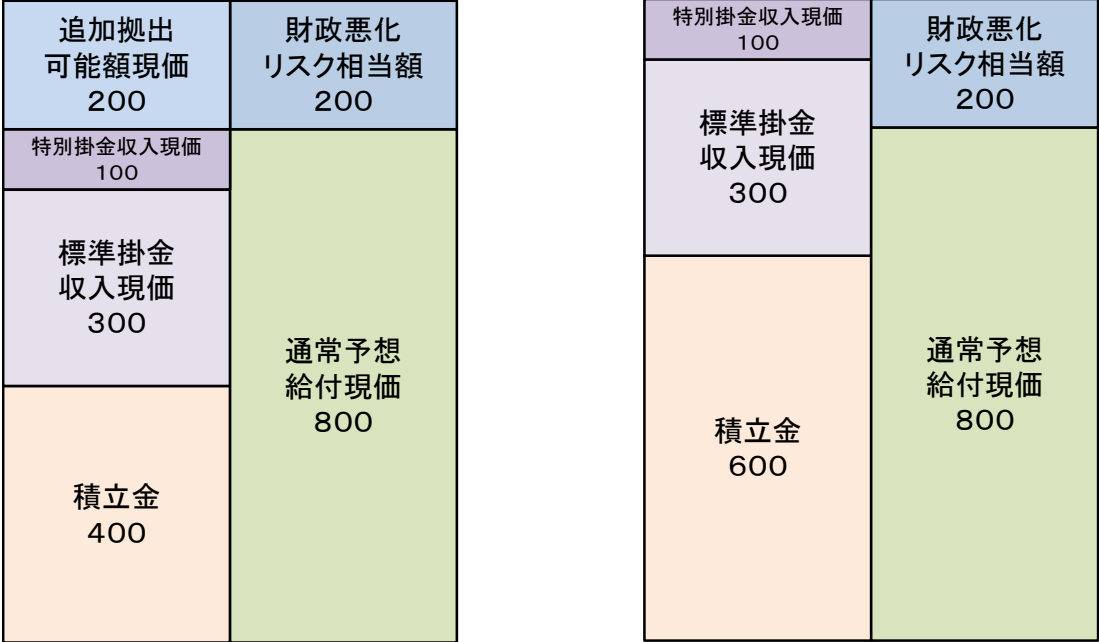
<table border="1"> <tr> <td>特別掛金収入現価 100</td> <td rowspan="3">通常予想 給付現価 800</td> </tr> <tr> <td>標準掛金 収入現価 300</td> </tr> <tr> <td>積立金 400</td> </tr> </table>		特別掛金収入現価 100	通常予想 給付現価 800	標準掛金 収入現価 300	積立金 400	追加拠出 可能額現価 200	財政悪化 リスク相当額 200
		特別掛金収入現価 100		通常予想 給付現価 800			
標準掛金 収入現価 300							
積立金 400							
<table border="1"> <tr> <td>特別掛金収入現価 100</td> <td rowspan="3">通常予想 給付現価 800</td> </tr> <tr> <td>標準掛金 収入現価 300</td> </tr> <tr> <td>積立金 400</td> </tr> </table>		特別掛金収入現価 100	通常予想 給付現価 800	標準掛金 収入現価 300	積立金 400	特別掛金収入現価 100	
		特別掛金収入現価 100		通常予想 給付現価 800			
標準掛金 収入現価 300							
積立金 400							
<table border="1"> <tr> <td>標準掛金 収入現価 300</td> <td rowspan="3">通常予想 給付現価 800</td> </tr> <tr> <td>積立金 400</td> </tr> </table>		標準掛金 収入現価 300	通常予想 給付現価 800	積立金 400	標準掛金 収入現価 300		
		標準掛金 収入現価 300		通常予想 給付現価 800			
積立金 400							
<table border="1"> <tr> <td>積立金 400</td> <td rowspan="3">通常予想 給付現価 800</td> </tr> </table>		積立金 400	通常予想 給付現価 800		積立金 400		
		積立金 400		通常予想 給付現価 800			

従来の財政基準であれば、給付現価に対して、積立金、標準掛金収入現価、特別掛金収入現価の合計が過不足なければ、財政均衡の状態となりました。図表5の左

図の状態です。右の新基準では、負債側に財政悪化リスク相当額が加わります。財政悪化リスク相当額と通常予想給付現価の合計から、積立金、標準掛金収入現価、特別掛金収入現価の合計を控除した額は追加拠出可能額現価となり、資産側にこの額を加えて財政均衡の状態となります。

この図表 5 の右図の状態では積立金が減少してしまうと、ただちに積立不足が発生します。従来の基準では左図の状態から積立金が増加すれば、積立剰余が発生しましたが、新基準では積立剰余はただちには発生しません。図表 6 の左図は、積立剰余が発生しない、積立金の上限額を示しています。

図表 6：新基準による財政均衡（剰余不足が発生しない状態）



図表 5 の右図を図表 6 の左図にも示しました。この状態から、積立金が増加して右図の状態になっても、積立剰余は発生しません。リスク対応掛金の拠出なしで、財政均衡の状態が作られた左図の状態が、財政均衡状態となり剰余不足が発生しない積立金額の下限となります。右図の状態は、剰余不足の発生しない積立金額の上限となります。

従来の基準では、剰余不足の発生しない財政均衡状態は、図表 5 の左図の状態のワンポイントでしたが、新基準では財政悪化リスク相当額を導入したことにより、財政悪化リスク相当額がバッファとして働きます。このことは、リスク対応掛金を拠出することとした場合でも同じです。

リスク対応掛金は、図表 5 の右図の追加拠出可能額現価の額の範囲で拠出額を決

定します。これをリスク対応額と言います。仮に、財政悪化リスク相当額の半分をリスク対応額としてリスク対応掛金を拠出すると決めたとします。財政均衡状態は図表7及び図表8のようになります。

図表7：新基準による財政均衡（リスク対応掛金を拠出した場合）

追加拠出可能額現価 100	財政悪化 リスク相当額 200
リスク対応掛金現価 100	
特別掛金収入現価 100	通常予想 給付現価 800
標準掛金 収入現価 300	
積立金 400	

図表8：リスク対応掛金を拠出した場合の財政均衡の範囲

追加拠出 可能額現価 200	財政悪化 リスク相当額 200	リスク対応掛金現価 100	財政悪化 リスク相当額 200
リスク対応掛金現価 100	通常予想 給付現価 800	特別掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100		標準掛金 収入現価 300	
標準掛金 収入現価 300		積立金 500	
積立金 300			通常予想 給付現価 800

図表7の状態から積立金が増減した場合に、財政均衡が保たれる範囲は図表8のようになります。左図のように積立金が100減少して300となると、追加拠出可能額は200に増加して財政均衡状態になります。これ以上積立金が減少すると、不

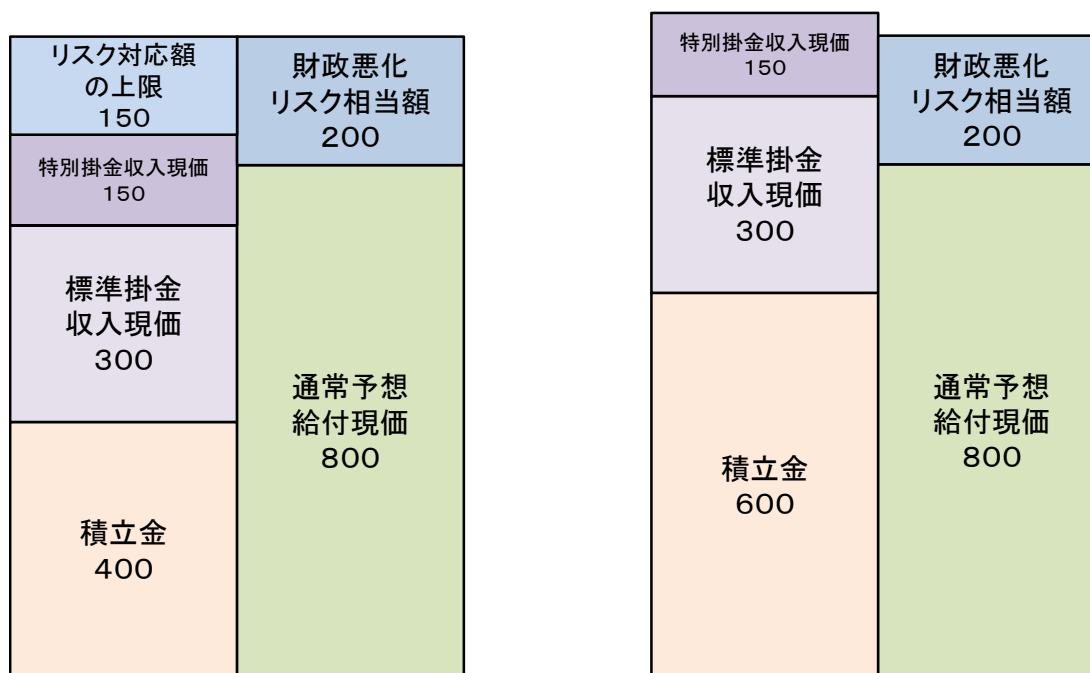
足が発生します。右図のように積立金 100 増加して 500 となった場合には、追加拠出可能額現価がゼロとなります。これ以上積立金が増加すると、剰余が発生します。

リスク対応掛金を拠出していない場合と同様に、財政均衡状態となる積立金の幅は、300 から 500 までの 200 で、財政悪化リスク相当額の額に等しくなります。このように財政均衡状態となる積立金に幅を設けたことが、リスク対応掛金と財政悪化リスク相当額導入の目的です。このことは、リスク分担型企业年金にとってとても重要なことです。

(3) リスク対応掛金

すでに示したように、リスク対応掛金は財政悪化リスク相当額のうち積立が行われていない部分について設定することができます。図表 5 の右図の場合には、財政悪化リスク相当額の全額について積立が行われていませんので、財政悪化リスク相当額の額である 200 全額についてリスク対応掛金を設定することができます。財政悪化リスク相当額のうち、リスク対応掛金を設定する部分をリスク対応額といいます。

図表 9：リスク対応額の上限



図表 9 の左図の場合には、積立金、標準掛金収入現価、特別掛金収入現価の合計は 850 であり、通常予想給付現価の 800 を上回っています。この場合には、この上回っている額の 50（リスク充足額と言います）を財政悪化リスク相当額の 200 から控除した 150 がリスク対応額の上限となります。

右図では積立金が 600 となっていて、積立金、標準掛金収入現価、特別掛金収入現価の合計は 1050 となり、通常予想給付現価と財政悪化リスク相当額の合計 1000 を上回っています。この場合、リスク対応額はゼロとなり、リスク対応掛金は設定できません。

リスク対応掛金を設定するリスク対応額は、ゼロから上限までの範囲で決めることができます。リスク分担型企業年金以外の制度であっても、リスク対応掛金は財政運営に大きく影響を与えますので、労使合意のもとに決めることとなります。リスク分担型企業年金制度の場合には、リスク対応掛金をどのように設定するかは、給付水準に直接関わりますので、意思決定において加入者等の意見が十分反映されるように、配慮が必要となるでしょう。

リスク対応額は、リスク対応掛金の拠出総額ということができます。特別掛金に対する、過去勤務債務等の額と同じです。掛金の決め方も、特別掛金と似ています。一度決定したリスク対応掛金は、旧来のDB型制度の場合でも原則として変更しない点に留意が必要です。リスク対応掛金の拠出期間は、特別掛金の償却期間より長期に設定することとなっていますので、5年～20年で拠出することとなります。設定方法には、次のような選択肢があります。

- ・ 均等拠出（当初5年間に限り額を引き上げることが可能）
- ・ 弾力拠出
- ・ 定率拠出

3. リスク分担型企業年金の詳細

(1) 給付設計

旧来のDB型制度では、給付算定式は次のいずれかによるものとされていました。

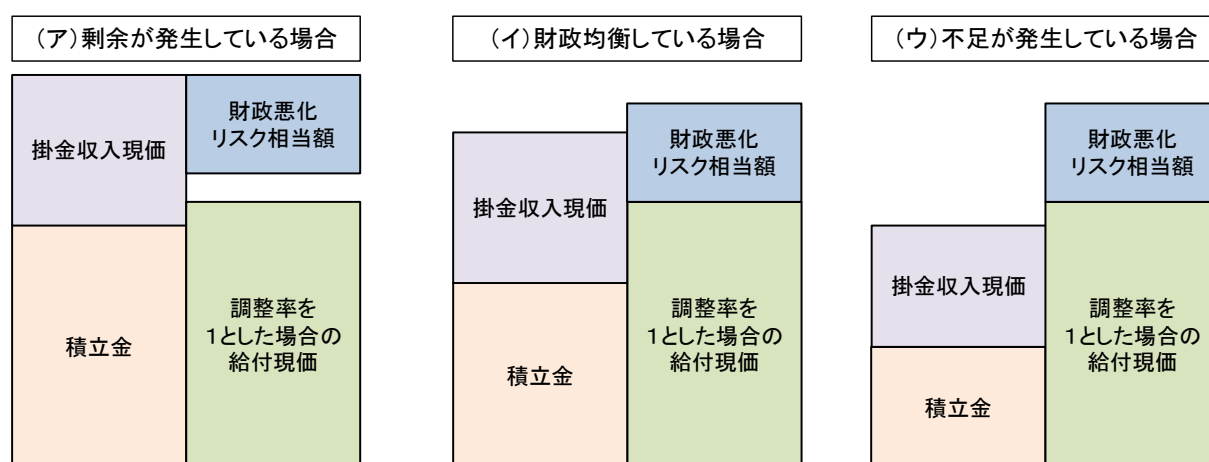
- ア. 加入期間に応じて定めた額に規約で定める数値を乗ずる方法（定額）
- イ. 給与等の平均または累計額に加入期間に応じて定めた率および規約で定める数値を乗ずる方法（給与比例）
- ウ. 一定期間ごとに定額または空与党の一定割合を再評価し、その累計額を規約で定める数値で除する方法（キャッシュバランス）
- エ. アからウを組み合わせる方法
- オ. アからエのいずれか2つを丈比べする方法

カ. アからオを組み合わせる方法

新たに加わったリスク分担型企業年金は、アからカの方法により算出した額に調整率を乗じた額とする方法です。旧来のDB型制度で認められていた給付算定式は、調整率を乗ずることでリスク分担型企業年金でも使うことができます。

調整率は、リスク分担型企業年金を開始した時には、1.0とされます。その後、財政決算や財政計算のたびに、財政均衡が保たれるように必要に応じて改定されます。調整率は、決算時などの財政状況により決定されます。なお、下図において、掛金収入現価は、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金の収入現価の合計です。

図表10：財政状況と調整率



(ア) 剰余が生じている場合：積立金と掛金収入現価の合計が、調整率を1とした場合の給付現価と財政悪化リスク相当額の合計額を上回っている場合。

$$\text{調整率} = \frac{\text{積立金} + \text{掛金収入現価} - \text{財政悪化リスク相当額}}{\text{調整率を1とした場合の給付現価}}$$

(イ) 財政均衡している場合：(ア)でも(ウ)でもない場合

$$\text{調整率} = 1.0$$

(ウ) 不足が生じている場合：積立金と掛金収入現価の合計が、調整率を1とした場合の給付現価を下回っている場合。

$$\text{調整率} = \frac{\text{積立金} + \text{掛金収入現価}}{\text{調整率を1とした場合の給付現価}}$$

リスク分担型企業年金制度では、財政悪化リスク相当額の計算方法は異なりますが、財政均衡の考え方は旧来のDB型制度の場合と同じです。理論上は、リスク対

応掛金を設定しないリスク分担型企業年金制度もあり得ます。しかしながら、図表5の右図の状態からスタートするため、運用収益が予定利率を下回れば、ただちに不足が生じる状態となり、調整率は1を下回ります。旧来のDB型制度で考えれば、給付引き下げの状態となってしまいます。リスク対応掛金は、労使合意のもとに設定することとなっており、リスク分担型企業年金制度の設計の根本ですので、実際にはリスク対応掛金を設定しないリスク分担型企業年金はあり得ないでしょう。

ただし、移行時点において十分な積立金があり、リスク対応額の上限がゼロとなっている場合には、リスク対応掛金は設定できません。このような場合には、結果としてリスク対応掛金がゼロのリスク分担型企業年金制度もあり得ます。

(2) 掛金

リスク分担型企業年金制度の開始時点において、標準掛金率と特別掛金率は旧来のDB型制度と同じように計算します。別に計算した財政悪化リスク相当額により、リスク対応額の上限が算定できます。労使合意のもとに、リスク対応額を決め、リスク対応掛金の拠出方法を決めます。規約では、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金の合計をリスク分担型企業年金掛金として定めます。この合計は、特別掛金とリスク対応掛金は、償却期間、拠出期間により変化しますので、例えば平成〇〇年度末まではXXX%、平成△△年度末まではYYY%、それ以降はZZZ%のように定めます。

リスク分担型企業年金制度では、掛金率は一度定めると変わることはありません。規約に特段の定めがなければ、財政再計算により基礎率が変わり給付現価や掛金収入現価が変化したとしても、調整率により給付額を調整することで財政均衡の状態を保ちます。

もちろん、労使合意があれば掛金の変更は可能です。リスク分担型企業年金制度では、掛金の変更は旧来のDB型制度の制度変更にあたります。

(3) リスク分担型企業年金制度の意義

リスク分担型企業年金制度を事業主の目から見ると、DC的な性質が目立ちます。図表10の(ウ)の状態では、旧来のDB型制度であれば掛金の引き上げが求められた可能性があります。新制度では調整率により給付が引き下げられ掛金の引き上げの必要がありません。もちろん(ア)の状態では、給付を引き上げることとなりますが、将来において積立金の価値が減少すれば、自動的に調整率により給付額が

調整され、掛金を変更する必要がありません。

旧来のDB型制度と異なり、企業が嫌う掛金の変動や会計上の費用の変動がない制度です。しかしながら、リスク対応掛金があるために、基礎となる給付算定式が同じであっても旧来のDB型制度より高い掛金を支払う必要がある場合が多いでしょう。会計上の費用についても、変動はなくなりますが旧来のDB型制度より高くなるのが少なくないでしょう。高い掛金や費用と引き換えに、変動の無い掛金や費用を手に入れることとなります。

従業員の目から見ると、図表10の(イ)の財政均衡の状態にある限り、旧来のDB型制度となんら変わるところがありません。しかし、(ア)の状態や(ウ)の状態になると、調整率により給付額が変化します。このことは、年金受給者となった後も同じです。積立金の運用成績により給付額が変化してしまいます。

このように見るとこの制度はDCのように思えますが、DCと異なり給付額が掛金の累計額による決まる制度ではありません。別の給付算定式により計算された給付額に、運用成績などにより決定する調整率を乗じた額として給付額が定まります。また、DCのように、資産のうち自分の持ち分が決まっているわけではありません。懲戒などによる不支給規定も認められる制度です。給付額が不安定で、不思議な制度です。DCであれば、運用の成果は自己責任ですが、この制度では責任がどこにあるか定かではありません。

(4) リスク分担型企业年金制度における意思決定

新制度においては、労使が対立する可能性のある意思決定をしなければなりません。

まず一つは、リスク対応額とリスク対応掛金の決定です。図表5の右図のような状態を想定した場合、リスク対応額はゼロから財政悪化リスク相当額の範囲で決定します。従業員から見れば、リスク対応額は上限である財政悪化リスク相当額としたいと考えるでしょう。リスク対応額が小さければ、積立金価格の低下が調整率の引き下げに通じ給付額が下がる可能性が高まります。事業主の立場としては、リスク対応額は、可能な限り小さくしてリスク対応掛金をできるだけ低く設定したいはずですが、新制度では、掛金率を一度定めると、変更は難しいですし、後に述べるように、会計上の費用は掛金によって決まるからです。

もう一つは、運用の基本方針です。新制度は、事業主にとっては支払保証のある

DB型制度のようなものです。運用でリスクをとり予定運用収益を引き上げ、予定利率をできるだけ高くして掛金を引き下げることができれば、その後、運用収益の変動により積立不足が発生しても、調整率により給付額が調整されるだけで、拠出額や会計上の費用には影響を与えません。従業員の立場からは、運用のリスクはできるだけ低く抑えたいところです。給付の引き下げにつながる下振れリスクは、小さければ小さいほど良いと考えるはずです。

リスク分担型企業年金制度では、掛金は労使合意により定めることとされています。また、運用の基本方針を定めて、政策アセットミクスを定めることが義務付けられています。運用の基本方針を定める際には、従業員の意見を聴いて定めることとされています。

企業年金基金であれば、代議員会や理事会に従業員代表が入りますので、意思決定の際に加入者の意見を反映させることは難しくありません。規約型確定給付企業年金の場合には、例えば、従業員代表も入れた年金委員会を設け、重要な意思決定は年金委員会の議決を経て行うなどの工夫が必要でしょう。

4. 会計上の取扱いのポイント

(1) 会計上の制度の分類

退職給付会計では、確定拠出年金制度は、次のように定義されています。

一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう。

リスク分担型企業年金制度を退職給付会計上で分類する際には、(a)一定の掛け金を外部に積み立てているかどうか、(b)一定の掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負うのか否か、が判断の基準となります。

企業会計基準委員会は、平成28年12月26日に、実務対応報告33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する事務上の取扱い」を公表しました。この実務対応報告では、確定拠出年金として取り扱われる場合を次のように定めています。

リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、規約に定められたリスク分担型企業年金掛金額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類する。

この基準に従って、リスク分担型企業年金制度の開始時において、会計上の取扱

いがDBかDCかが判断されます。一般的にはDCの取扱いになるでしょうが、規約において、財政再計算時に掛金を見直すような規定があれば、「(追加的な) 拠出義務を実質的に負っていない」とは言えませんので、DBとして取り扱われることとなるでしょう。

DBかDCかの分類は、制度開始後に再判定されることがあります。たとえば、労使合意により、掛金を変更するような規約変更が行われた場合には、「(追加的な) 拠出義務を実質的に負っていない」と言えなくなったと考えられることがありますので、再判定される可能性があります。

(2) 制度移行時の会計処理

リスク分担型企業年金制度は、現在の既存のDB型制度から移行して開始するケースが多いでしょう。この制度移行時において、DCと判断された場合には、移行元のDB型制度については、制度終了の会計処理が行われます。DB型制度からDCに移行する場合と同じです。

DCと判断されたリスク分担型企業年金制度では、特別掛金は開始時に計算されれば、制度開始後は変更されることがありません。特別掛金は、制度移行時における移行元のDB型制度における積立不足の処理のために設定されます。しかも移行時点で支払総額が確定しますので、これは未払掛金として一時費用処理されることとなりました。

制度移行時におけるDCかどうかの判断は、個別の制度ごとに行われます。「(追加的な) 拠出義務を実質的に負っていないか」を、規約により判断することになります。また、退職給付制度全体を見る必要もあります。既存のDB型制度の一部を、リスク分担型企業年金制度に移行した場合には、退職給付制度全体で見れば、DB型制度と判断される場合もあるからです。

(3) 毎決算時の会計処理

リスク分担型企業年金制度が、DCとして分類された場合には、規約に定められた掛金額を毎期費用処理します。ただし、特別掛金に相当する額は、移行時点においてすでに未払掛金として一括費用処理されていますので、毎期の費用処理額からは除外しなければなりません。

リスク分担型企業年金制度では、実務対応報告12項により、次の注記が必要となります。

(1) 企業の採用するリスク分担型企業年金の概要

(2) 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額

(3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

規約に定められる所定の方法によりあらかじめ定められた、翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数を注記する。

このうち、(3) に関しては、設例などにも「現価相当額」という用語がないことから、割り引き前の金額による記載が想定されていると思われます。

(4) 再判定の要否

制度移行時にはDCと判断された制度でも、その後、規約改正が行われリスク分担型企業年金掛金に変更されたような場合には、分類の再判定が必要となると考えられます。実際にどのような場合に再判定が必要となるかについては、個別の事情により判断されることとなるでしょう。

5. リスク分担型企業年金制度への移行時の留意点

リスク分担型企業年金制度へ移行しようとするときに、どのような点に留意すればよいかを考察します。

(1) 掛金や費用の高止まりの懸念

リスク分担型企業年金制度では、掛金や費用の変動を抑える代償として、リスク対応掛金の負担が求められます。新制度移行後は、環境変化が有っても原則として掛金の変更はできません。旧来のDB型制度であれば、掛金や費用を引き下げられるような状況であっても、掛金は移行時に決められた水準にとどまります。

このようなことは、DCの導入でも起きています。DC導入時の多くの場合に、移行前のDB型制度による給付水準を維持するために、想定利回りを設定して設計することがありました。想定利回りは、DB型制度で使用されていた予定利率より低く、結果としてDCの掛金水準は移行前のDB型制度に比して高くなる場合が少なくありませんでした。また、移行後に、予定利率の引き上げや積立水準の向上が見込まれ、DB型制度であれば掛金水準を引き下げられる環境となったとしても、

DCでは掛金水準の引き下げはできません。

リスク分担型企業年金制度では、リスク対応掛金の負担により掛金水準が高くなりますが、その代わりに将来の掛金の変動を抑えることができます。リスク対応掛金の拠出終了後は、旧来のDB型制度の掛金水準に戻りますが、拠出期間中は高い掛金拠出を受け入れなければなりません。

なお、移行時点においてDB型制度の積立水準が十分に高い場合には、財政悪化リスク相当額の積立が済んでおり、リスク対応掛金は不要となる場合があります。このような制度では、掛金水準の高止まりの懸念はなさそうに思えます。しかしながら、旧来のDB型制度であれば、積立剰余を将来の掛金水準の引き下げに使用する可能性もあったことを考えると、このような場合でも掛金水準の高止まりの懸念はありそうです。

(2) 掛金変更と再判定の可能性

リスク分担型企業年金制度の会計処理では、導入時にDCとして取り扱うか、DBとして取り扱うかの判定を行います。通常の場合には、DCとして取り扱われることになるでしょう。これにより、退職給付債務の計上は不要となり、毎年の拠出額を退職給付費用として計上すればよいこととなります。リスク分担型企業年金制度の導入の目的の一つは達成できたこととなります。

リスク分担型企業年金の検討時に参考とされた、オランダの集団型DCの場合には、実際に給付の引き下げが必要となった場面で、従業員側から反対の声が出てスムーズに引き下げが行えないケースが少なからずあったようです。このようなことから、本家のオランダでは、集団型DCの普及は進んでいないという報告が年金数理人会の研修会でありました。

同じようなことが、リスク分担型企業年金制度でも起きないかという懸念があります。運用環境が良好の間は、給付の引き下げの場面は発生せず、おそらく何事もなく経過するでしょう。しかしながら、運用環境が厳しい状況が続き、毎年のように調整率の引き下げが続いた後に、財政計算の時期を迎えた場合、調整率による給付額の調整ではなく掛金の引き上げを求める声が、従業員から出ても不思議ではありません。

仮に財政計算において、掛金の引き上げ変更を余儀なくされると、会計上の取扱いでは制度の分類の再判定が行われます。再判定の結果、DBとして取り扱われる

こととなる可能性もあります。そうなれば、リスク分担型企業年金制度導入の目的は、達成できなくなります。

(3) 規約型確定給付企業年金におけるガバナンス体制

リスク分担型企業年金制度では、導入時の掛金の設定において、従業員によく説明したうえで、合意を得る必要があります。資産運用についても、従業員代表の意見を聴取したうえで基本方針を定め、政策アセットミクスを決定しなければなりません。

このようなプロセスを円滑に進めるためには、新たな体制を整える必要があります。たとえば、従業員代表をメンバーに入れた年金委員会の創設と運営です。規約型確定給付企業年金において、年金委員会が設置されている場合はそれほど多くはないでしょう。リスク分担型企業年金制度では、このような体制を整えることが求められています。企業としての意思決定機関との調整や実際の委員会の運営などを考えると、このような体制を構築し維持することは簡単なことではありません。

(4) 退職給付制度全体との関係

一般的な企業では、退職給付の基本となる約束は退職金規程です。このような状態で、リスク分担型企業年金制度を導入するとき、退職給付の一部を移行しようとすると問題が生じる場合があります。退職金規程との調整の問題です。

旧来のDB型制度の場合には、一部移行の場合には、退職金規程の内枠として移行する場合が一般的でした。退職金規程で約束した給付から、DB型制度で支給される給付を控除するという規定方法です。リスク分担型企業年金制度に移行する際にこのような方法を用いると、リスク分担型企業年金制度のDC的側面が全く生きなくなります。退職金制度全体では、やはりDB型制度のままだからです。

退職金の一部を移行する場合には、退職金規程の給付の水準を引き下げる規定方法が必要となります。この方法であれば、給付水準が引き下げられた退職金制度は、従来通りDB型制度として取り扱われ、導入されたリスク分担型企業年金制度は、会計上はDC制度として取り扱うことが可能です。

退職給付制度との関係でもう一つ考慮する点は、リスク分担型企業年金制度では、元となった退職給付制度の設計思想が必ずしも引き継がれないという点です。リスク分担型企業年金制度の給付算定式は、従来の退職給付制度の給付算定式に調整率を乗じたものとなります。従来の退職給付制度の給付算定式は、その導入時の設計

思想により決定されていますが、資産運用等の結果により変動する調整率が乗ぜられることにより、そもそもの設計思想からは乖離した設計となってしまいます。

特に、最終給与比例やキャッシュバランスのように、積み上げられた過去の給付を、給与上昇や再評価率により再評価するような制度の場合、調整率の存在によりそもそもの給付設計の考え方がわけのわからないものとなる可能性があります。人事制度全体の中で退職給付制度を位置づけしている場合には、特に注意が必要です。

(5) その他の留意点

一つは、移行時の過去勤務債務等を償却するための特別掛金が、会計上は未払掛金として一括費用処理されることです。旧来型のDB型制度からの移行の場合、移行元の制度では制度終了の会計処理が行われます。ここでももちろん費用や収益が発生しますが、加えて、特別掛金は未払掛金として一括費用処理されることを忘れてはいけません。

もう一つは、リスク分担型企業年金制度の業務委託費用が、旧来型のDB型制度に比較して高くなるのではないかという懸念です。リスク分担型企業年金制度では、財政悪化リスク相当額の計算において、定常状態の予測を行わなければなりません。ほかの数理業務は旧来型のDB型制度と変わりませんが、財政悪化リスク相当額の計算業務が追加されます。このために、業務委託報酬の追加負担が求められる可能性はあるでしょう。

(6) まとめ

以上のような留意点を総合すると、規約型確定給付企業年金からのリスク分担型企業年金制度への移行は、積極的にお勧めする気にはなりません。

DCへの移行を検討している場合には、比較対象としてリスク分担型企業年金を検討することは考えられます。また、厚生年金基金の解散に伴い、厚生年金基金に支払っていた掛金に相当する部分に対応する制度として、リスク分担型企業年金は、旧来型のDBへの移行やDCとともに、検討する対象とはなるでしょう。

いずれにしろ、実際の移行例が複数出てきてからでも、移行の検討は遅くはないでしょう。

(了)